

産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会
制度改正WG第8回議事要旨

1. 開催日時：平成19年4月5日（木）10：00～11：30
2. 開催場所：経済産業省国際会議室（本館17階）
3. 出席者：山本武彦委員（座長）、佐藤丙午委員、田中信介委員、西澤正俊委員、久田眞佐男委員、松谷高志委員、森本修委員

4. 概要：

冒頭、事務局より委員の交代について報告した。議事に入る前に、事務局より前回のWG以降の取組として「イラン制裁への対応について」（資料2）、「厳正な輸出管理の実施について」（資料3）、「米国輸出管理品目番号の参照について」（資料4）について報告し、討議を行った。続いて、議事として外務省より「大量破壊兵器等関連貨物の通過・寄港に係る規制について」（資料1）を説明し、討議を行ったところ、これらに対する委員からの主な指摘・コメント以下のとおり。なお、資料1については、欠席した青木委員より書面にてコメントが提出された。

(1) 前回WG以降の取組について

○昨年実施した100件以上の立入検査の結果を今後有効活用していくべき。企業へのアウトリーチは重要。首都圏だけでなく、地方の中小企業への細かい指導が必要。学会とも連携し、産学官一体となって取組むべき。

(2) 大量破壊兵器等関連貨物の通過・寄港に係る規制について

- PSI(有志連合による拡散防止)との関係で、1540の担保措置としてどのような対応があり得るのか。
- (安保理決議1540の通過の解釈については、寄港も含まれるが、単に通過していく場合にあっては規制の必要はないとの外務省コメントに対し)単に通過することについて、何らかの措置を行う必要がないというのは、政府の統一的な見解となっているのか。
- SUA条約の改正議定書を批准することと無害通航権はどのような関係にあるのか。
- 本WGで議論できるのは、1540に対応するための国内法整備までであり、外為法だけでなく各省庁の法律との関係でも整理する必要がある。
- 中国の原子力潜水艦が領海内を通過したことについては、どのように整理されているのか。
- 本件はSUA条約への対応を我が国として担保すれば済む話なのか、我が国が改正議定書を批准できない理由は何か。
- 大量破壊兵器の拡散防止のため、法整備はもちろんであるが、実効に結びつけるためには、国としてのインテリジェンス能力を高めていく必要がある。
- 自衛隊で情報漏洩の案件があったが、情報収集と情報漏洩防止はセットで議論しなければならない。

以上